

平成 3 0 年

第 5 回 三川町議会臨時会会議録

平成 3 0 年 7 月 2 日 開 会

平成 3 0 年 7 月 2 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 7 月 2 日 (月) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 4 1 号 平成 3 0 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	3
発議第 1 号 議第 4 1 号 平成 3 0 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号) に対する 附帯決議について	1 1
議第 4 2 号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
三川町議会議員の派遣について	1 4

平成30年第5回三川町議会臨時会会議録

1. 平成30年7月2日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長 佐藤真子 書記 菅原明大 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 7月2日(月) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第41号 平成30年度三川町一般会計補正予算(第2号)

追加日程第1 発議第1号 議第41号 平成30年度三川町一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議について

日程第 4 議第42号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 三川町議会議員の派遣について

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成30年第5回三川町議会臨時会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番 佐久間千佳議員、5番 町野昌弘議員、以上、2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る6月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として平成30年度一般会計補正予算1件、条例改正1件、以上2件があり、この他に、議長提案1件であります。

会期については、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして本日1日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程を申し上げます。

本日は、はじめに、平成30年度の一般会計補正予算1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、条例改正1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本臨時会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、860万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億1,027万7,000円といたすものであります。

まず、歳出について申し上げますと、3款民生費について、子育て交流施設整備事業費における証紙購入手数料、及び調査測量設計業務委託料などを追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い17款繰入金、18款繰越金、及び20款町債にそれぞれ所要額を計上いたしたものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、事業費の補正に伴い、既定の限度額8億189万1,000円を12億2,132万4,000円に追加補正いたすものであり、第3表地方債の補正につきましては、事業費の補正に伴い、既定の借入限度額5,030万円を5,210万円に追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から何点か質問をさせていただきます。

まず補正予算書の方で、3ページ、債務負担行為ということで12億2,100万円ほど限度額の方上がっておりますが、この積み上げた数字の内訳を説明いただきたいと思っております。

続いて、5ページ、歳出の方ですが、調査測量設計業務委託料ということで470万円、設計の方で計上されております。この中身の方の説明をお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） ただいまご質問ありました2点のうち、初めに債務負担行為の限度額の金額の内訳であります。

今回変更した金額として、12億2,132万4,000円という金額を設定させていただきました。このうち、本体の建設工事として12億750万円、設計・監理業務として1,382万4,000円の合計額として計上しております。

続きまして、補正予算で計上しております業務委託料の内訳についてであります。476万7,000円を計上いたしておりますが、この内訳としましては、まず用地を造成しておりますが、この用地に伴う登記業務委託及び確定測量業務委託、こちらが86万7,000円。その他、実施設計業務に伴います変更業務委託及び本体建設工事に伴います管理業務委託、こちらが390万円というふうに積算しております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この施設におきましては、3月議会で様々な疑問が投げかけられたというような施設になっていると思っております。今の説明で、調査測量設計に関しましては、実施設計へ変更されたということで、どの点が変わったかというところをもう一度お願いしたいというところと、この子育て交流施設自体、総事業費というところが一体どこまでいつているのか。総事業費とその内訳、財源内訳、また、それに係る交付税歳入額によって後年負担というものがどのぐらいの金額になるかというところの説明をお願いしたい。

もう一点ですが、この施設の運営のあり方についても、やはり様々な意見があったというふうに思われます。現時点で町としてどういった運営をもっていくのかという説明と、三つのエリアが複合されている施設であります。学童保育エリア、子育て支援エリア、地域交流

エリア、それぞれに係る運営経費というものを説明いただきたい。さらには、現存の施設での運営経費との対比というものも説明いただき、この施設を、事業を進めるうえで、今町が抱えている施設との対比で、どのくらいの運営経費が、年間で負担が増えるかというところの説明までお願いしたいというふうに思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） まず初めに、総事業費の部分から説明をさせていただきます。

今回、債務負担行為設定をさせていただきました。これにつきましては、3月議会定例会での当初計画から事業費を削減した形で設定をしております。その削減した内容としましては、まず当初予定しておりました雁木、こちらを中止する。それから、地域交流エリア内に設置予定だった移動式観覧席を中止する。それから、子育て支援エリアに設置予定だった大型遊具、こちらを、見直しにより規模を縮小して設置する。さらには、この建物内に大規模な部品等を出入りできるように、建物の一部に大きな開口部を設置する大型ドアを設置するというような内容で、さらには、当初見込んでおりました備品等につきまして、内容の精査をし、備品の部分でも減額するというようなことをみまして、総事業費につきましては14億8,600万円ほどの事業費を現在予定しているところであります。

先程質問がもう一つありました、設計変更の内容につきましては、ただいま減額する事業内容を説明しましたが、それらに伴う設計変更であります。

続きまして、2点目、運営方法についてであります。まず複合施設として、学童エリア、子育て支援エリア、地域交流エリアという三つのエリアがありますが、学童エリアにつきましては、これまで三川町の学童保育につきましては、三川町学童保育運営協議会から運営していただいておりますので、新施設建設後も同様に運営していただきたいというふうに考えているところであり、今後それらについて協議会側と詰めていきたいというふうに考えております。

二つ目の子育て支援エリアにつきましては、町直営という方法で考えております。町の職員を配置し、土日祝日も含め開設をしていきたいというふうに考えているところであります。

学童保育エリアにつきましては、開所としましては、平日の午後、それから土日の1日、それから休校日という形での運営を考えており、現在の運営内容と同じようなことを考えているところであります。また、子育て支援エリアにつきましては、ただいま申し上げましたが、平日1日、朝9時から午後5時まで、土日につきましても同様の時間帯で考えているところであります。

続きまして、地域交流エリアにつきましては、平日及び土日とも朝9時から22時までというようなことで、こちらにつきましては、昼間は直営方式、それから、平日夜間、土日につきましては外部委託を考えているところであります。

そして、この運営方法に関して、経費の部分というようなことで、さらには、既存の施設との比較を教えてくださいということでありました。まず比較ということになりますが、新施設と現在の既存施設との間では、特に学童が入っている児童交流センターにつきましては

は、老朽化という部分で現在も修繕費等を計上しておりますが、今後そういった修繕費が増大することが見込まれます。また、新施設に、全体に係る光熱水費等、維持管理につきましては、あくまでも現在設計段階での想定というようなことで算出しておりますので、今後実際その光熱水費の使用料がどれほどになるかという点が、現在ではまだはっきりしないところであります。また、学童保育につきましては、開所時点では登録人数が増えるという前提でありまして、さらに、現在の子育て支援センターにつきましては、光熱水費が保育園と合算されているというようなことで、明確な部分が出ておりません。こういったことから、不確定要素というのがありまして、比較基準に違いがあるため単純に比較できないという点をご理解いただいたうえで金額を申し上げさせていただきます。

まず、学童保育所の部分であります。現在の児童交流センター等に係る経費として、年間約900万円。こちらにつきましては、学童保育運営協議会への町の運営費補助等が含まれております。続きまして、これが新施設となった場合であります。約1,500万円ほどになる見込みというふうに考えております。この学童保育所の部分につきましては、新施設においては、支援員及び常勤パート、非常勤パートのほか、事務員も1名配置というような形で町の補助金を算定しているところであります。

続きまして、子育て支援エリアについてであります。子育て支援エリアの部分につきましては、既存の方は子育て支援センターでの人件費のみということで約700万円。新施設となった場合につきましては、先程申し上げたとおり直営方式としますが、こちらへの正職員の配置人数を現在の2.5人から6人、正職員と非常勤補助というような形で6人体制を考えており、これらの人件費と光熱水費、施設保守管理等、合わせますと約1,700万円ほどとなる見込みで考えております。

地域交流エリアにつきましては、全く新しい施設という部分で、こちらにつきましては約800万円ほどの経費がかかるだろうというふうに見込んでいるところであります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 総事業の見直しに伴う事業費、そして、その財源内訳、さらには後年度負担のご質問でございました。先程担当課長より説明ありましたとおり、事業費につきましては、全体で、先に平成30年度の当初予算として提案した、あるいは31年度の総合計画、実施計画に計上しておりました16億600万を見直し、1億2,000万減額し、14億8,600万となっております。財源内訳といたしましては、先にふるさと基金を2億円充当するというで考えておりましたが、特に31年度における起債、いわゆる地方活性化債、さらには緊急防災事業債、こういった交付税措置のある起債を優先し、交付税措置のない一般単独については借り入れをしないで、これに基金を充てるということで計画をしております。実際の基金といたしましては、先にふるさと基金の2億円に、31年度の当初予算になります。その町債を借りない分として財政調整基金を充てるというような考えをもちしております。内訳といたしましては、基金としては、30年度の当初予算の原案では、4億2,700万の基金に対し、現在7億4,700万ということで、3億2,000万を基金から繰り出し、これを事業に充てることとしております。その結果として、後年度の負担額といたしまして

は、当初計画しておりました9億800万から、後年度負担としては、現在交付税算入を見込み4億8,800万ということで見込んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 債務負担行為ということで、8億から12億2,000万ということで事業そのものは31年度から行うというふうなことを聞いておりましたが、今回債務負担行為として31年度までまたがって予算をつけたということですが、今いつから事業を、今回通ればですが、進める予定なのか。債務負担行為をする時期として今必要だったのかというところで、今年度する事業の発注の予定と時期を教えてください。

それから、5ページの、先程説明あった調査測量設計業務委託料の方は、用地確定測量ということで分かりましたが、その下に、子育て交流施設建設工事監理業務委託料ということで、これは今回の新しくこれから作ろうとするものの工事監督の料金ということで、工事発注とは別にこのものだけ最初に発注するのかどうか。2点お知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） まず1点目、債務負担行為設定に係る今後の事業スケジュールというご質問でありました。こちらにつきましては、今回の議会で補正予算が承認されましたら、直ちに設計に伴います変更及び入札のための積算作業、それらが終わりましたら、そういった設計に係る内容が確定しましたら、直ちに建築を始めるための建築確認申請を行いたいと考えているところであり、これらに約6ヵ月間くらいかかるのではないかとこのように見えております。そうしますと、建築確認の許可が、これからですと12月くらいに下りるだろうと見えております。建築確認の許可が下り次第、入札のための準備に入ります。契約自体は年明け、1月くらいになるだろうというふうに見込んでおまして、その入札後に、金額的に相当大きい金額になるものですから、工事契約に係る議会のご承認を得る予定であります。こちらが1月下旬から2月くらいになるのではないかとこのように見えております。実際の工事自体は2月・3月、2月くらいから着工というような形にはなると見込んでおりますが、2月・3月のみでの工事では、実際現場での動きというのがあまり見れないということで、工事の出来高というのがあまり上がってこないだろうというようなことが想定されます。そういったことを念頭に、工事費につきましては、30年度予算に計上せず、31年度予算での支払いというようなことを見ていたところであります。

それから、今回補正予算で計上しました建設工事に伴います管理業務委託であります。こちらにつきましては、先程のスケジュールのとおり1月に契約が終わって、2月・3月の工事期間があるということで、この2月・3月、出来高としてはあまり上がってこないものの現場が動くということで、こちらに係る管理業務委託を見て予算計上をしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 設計準備で半年くらいかかるので、今回の補正予算になったということでありました。それで、議会として「おぢやのみ会議」とか、いろいろ町民の声を聞く機会があって、そのときに、消費税の、来年の10月、予定では上がるということになって

おりますが、それには完成時期、契約の段階が半年前であれば消費税の影響はないのかなというふうに思いますが、今のスケジュールでいくと、消費税上がる分の影響はあるのかどうか。

それから、先程財政調整基金、少し早口でば一と言ったので書き忘れましたが、最終的に町の財政調整基金としていくら残すのか。どのくらいの財政基金まで残した方がいいと考えているのか。2点お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 工事に係ります消費税の影響があるのかないのかというご質問でありました。

消費税につきましては、平成31年10月1日に改正される予定でありまして、この約半年前、31年3月31日までに工事等の契約が終わっているものであれば旧税率が適用されるというようなことでありますので、現在三川町で予定している工事に関しては、旧税率の8%が適用される見込みであります。ただし、工事以外の、事業の中で備品購入等を予定しているものがありますが、こちらにつきましては、31年度末付近、建物の完成時期に合わせて備品購入というふうに考えておりますので、こちらにつきましては、新税率の消費税10%が適用されるものというふうに見込んでおります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 財政調整基金の充用につきましては、今回の事業には約1億2,000万を見込んでいるところでございます。そういたしますと、29年度末の時点で決算を行っておりますが、6億500万の財政調整基金の基金残高となっております。これから1億2,000万引きますと4億8,000万となるわけでございますが、基本的には、一般会計の災害等、あるいは財源不足に対応した財政調整基金となりますので、いくらが適当なのかという問題については、これまでも何度かこの議会の中でも話し合ったわけでございます。ただ、現在の6億というのは、やはりこれまで事業に対して繰り出しをしてこなかったわけでございますので、今後については、この基金の活用を図りながら事業展開をする必要があるというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 事業の進め方について少し確認したいと思います。先の6月25日に全員協議会におきまして事業の見直し、1億1,000万円ほどの減額といった内容が示されました。ただいまの説明を聞きますと、それ以降また細部にわたっての変更が行われたのかなと思います。

全員協議会におきましては、議員の中からもその設備、機能についての意見が出されたわけではありますが、その意見に対してどう対応するのか。また、設計は現在の時点で確定しているのか。またこれから流動的な部分があるのかどうか。その辺、確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） まず設計に関しては、先程申し上げたとおり、今回の議会で承認後、直ちに変更設計等入っていきます。その中で、前回議会全員協議会に

示した案と違う点としまして、大型遊具につきましているいろいろな意見がありまして、事業費抑制のため削減してもいいのではないかという意見、または、将来的に増設することも念頭に入れて、規模の小さい遊具に変更してもいいのではないかというようなご意見もありました。そういったことを鑑み、町としましては極力事業費を抑えるという観点から、大型遊具に係る事業費の部分を1,000万減とし、見直したところであります。

しかしながら、子育て世代及び一般の町民の方からの大型遊具への希望というものは非常に高いものがあると町の方としては認識しているところであります。将来的に遊具につきまして、大型のものも設置できるように、大型遊具が搬入・搬出できるような形の入口を、大開口部の出入口を設けるというような形での設計の変更を予定しているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 様々な、いろんな意見を聞いた結果ということでありました。どのような方法で意見を聞かれたのかは定かではありませんが、望む声があったり、全ての住民の声に応えることはできないと思いますが、子どもたちの体力低下というものが問題になってきています。遊びながらの体力増強といったものも望まれる声もありますので、有効な、また充実された施設になることを望みたいと思います。

また、既存の施設についてお聞きしたいと思いますが、公共施設管理計画におきましては、学童の施設は解体撤去が見込まれているということでありました。計画策定以来、数年が経過していると思いますが、総合的な予算に絡むことですので、その辺の解体に係る費用の見直し等、必要ないのか。また、公民館のホール、再利用の仕方について、どのように考えておられるのか。また、そこには費用というものはかからないのか。そういったところをお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 学童保育が入っております児童交流センターにつきまして、木造家屋でありまして、築四十数年、50年近く経つ建物であります。新施設ができた以降、学童保育はそちらに移転するわけでありましたが、その後建物をどうするのかという部分につきましては、まだ、現在のところ解体することまで明確にしているところではありません。と言いますのも、みかわ幼稚園・保育園、こちらの施設で使う荷物を置く場所が若干不足しているところであり、この児童交流センターを倉庫代わりに使っている部分もあります。そういった意味合いで、残す部分は必要だろうというふうには考えておりますが、どこまで残すのか、どこまで解体するのかという部分につきましては、今後検討していきたいというふうには考えております。

また、三川町公民館のホールについてであります。こちらにつきましても、耐震不足というような、基準を満たしていない部分はありますが、一般町民への一般貸出というのは、当然新施設完了後はしない方向であります。しかしながら、こちらにつきましても、解体するにしても相当の金額が必要になるということから、一般町民が入らないような倉庫的な使い方ができないだろうかと、そういった倉庫的な使い方に、逆にそういった方針で考えているというところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今までの同僚議員の質疑の中で概ね理解はいたしました。今まで町当局と議会側との数回にわたる協議といたしますか、検討によって今回の補正内容、現段階での最も良い内容ということで私も理解いたします。

それで、先程説明ありました財源構成について、確認の意味なんですが、総事業費で14億8,600万、基金においては7億4,700万。内訳として、ふるさと基金から5億2,000万、財政調整基金から1億2,000万、その残りとして町債が、私の計算でいきますと7億3,600万ほどですか、一般財源は、今までと同様259万だと思えます。それで、交付税算入額、逆算しますと2億4,700万ぐらいなのか。後年度負担が、先程説明ありました4億8,800万と。この内容について、今私が申し上げた内容でよろしいのか、それを確認したいと思います。

それから、先日の6月の全員協議会の中でありました、先程1番議員からもありましたが、議員側から出た提案について、その時点でもいろいろ議論しましたが、確認の意味で申し上げます。雁木について全廃というような今回の提案だったと思えますが、やはり雨風、それから冬季の雪、吹雪といった悪天候への対応というものは、やはり何らかのひさしといたしますか、雁木といたしますか、駐車場、雨風が当たらない駐車帯というものが必要なのかなと思えます。例えて言うならば、なの花ホールへの入口にあるひさしといたしますか、そういったものを付けた方がいいのではないかと提案を申し上げました。その時点では、それについては、今回の変更設計には盛り込まない予定だと。後の改修といたしますか、改善といたしますか、そういった対応をしたいというお話がございました。その後付けした方がいいのか、今の工事で一体的な構造といたしますか、そういったものを前提にした構造にした方がいいのか。私は、どうせ付けるならば、今の変更設計の中で一体的な構造物というものの設計をした方が、長い将来を考えればいいのではないかと考えております。その点、こういった検討がなされたのか、それを確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 事業に伴う財源内訳といたしましては、梅津議員がおっしゃられたとおりの金額でございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 雁木の部分についてであります。なの花ホールの出入口部分の形式となりますと、建物と一体化している形式になります。今回の子育て交流施設においても、玄関部分にひさしは付いているものの、さらにそれを伸ばすような形となりますと柱の形状も太くしなければならないというようなことから、建物全体の構造計算まで大きく及んでしまうということから、今回まず全廃をし、後年度で独立した形の雁木を設置した方がいいだろうという判断のもと、今回の提案をさせていただいたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） その判断をした根拠に関して今の説明だとなかなか分かりづらい。

要するに、構造計算をして行うことで事業費が大幅に増えるのか。要するに、後付けした形の方が工事費が安く、しかもメンテナンスも簡単だとか、そういった決定的な判断材料があるのかどうか。その辺について、さらに伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） まず、一体的な雁木を作ろうとしますと、構造計算をしなければならず、それに伴う日数も相当要する。また、それに伴います変更設計の部分で、現在見ている金額より、さらに金額は増加してしまうということがあります。また、先程申し上げたとおり、構造的な部分で、柱とかの部分も今設計で考えているものより太くしなければならないということから、事業費は大きく増大するというふうに考えております。また、そういったことに伴う工事の実施自体も、構造計算に要する期間が相当あるということから、スケジュール的にもまた遅くなってしまうということが考えられます。

一方、独立した形式ということについて、当初計画でも、雁木につきましては独立した形ではあったわけなんですけど、どこまで減らすべきか、そういった設置する長さ、場所、こちらの部分につきましても精査するというようなことで、後年度に送りたいというふうに判断したところであります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） ただいま9番 梅津議員から挙手がございます。

○9番（梅津 博議員） この際ですので、ただいま可決になりました議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議を行う動議を提出したいと思いません。

○議長（小林茂吉議員） ただいま9番 梅津 博議員から、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議の動議が出されました。

これに賛同する議員の挙手を求めます。

（挙手 4 名）

○議長（小林茂吉議員） この動議は、会議規則第15条の規定により、1名以上の賛同者がありましたので、成立しました。

○議長（小林茂吉委員） 資料配布のため、暫時休憩します。 （午前10時20分）

○議長（小林茂吉委員） 再開します。 （午前10時21分）

○議長（小林茂吉委員） ただいま9番 梅津 博議員、ほか4名から動議として提出されました、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議について、これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議の動議を、追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉委員） 資料配布のため、暫時休憩します （午前10時22分）

○議長（小林茂吉委員） 再開します。 （午前10時22分）

追加日程第1、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議を議題とします。

提案並びに提案理由の説明を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま上程されました、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に関する附帯決議について説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

その提案理由としては、要旨を下に明記しております。

平成30年3月議会定例会における平成30年度三川町一般会計補正予算に対する修正動議により「子育て交流施設整備事業」の慎重な取り組みを求めてきたところではありますが、当時一体的に進められようとしていた「桜木地区住環境整備事業」も含め、事業計画の経緯と今後の対応策等について、町民各位への丁寧な説明を求めるものであります。

次に、別紙に詳細を示しております。

議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に関する附帯決議。

平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）の審査にあたり、町当局が、当初の事業計画を前倒しで進めようとした「子育て交流施設整備計画」に対し、一時的な執行停止を求めた「平成30年度一般会計予算」に対する修正動議の意義は、次の2点にあります。

① 当該施設整備計画に係るこれまでの議会に対する説明経過においては、国庫補助が2分の1程度受けられる事業であることを前提にして、もしくは、受けられる可能性が高い事業であることを前提にして、町当局と議会が連携して事業の推進を図ってきたところであるが、3月議会定例会を直前に控えた平成30年2月20日の「全員協議会」においては、当初の基本設計時点の約13億2,000万円であった総事業費が16億円に急増したこと等、根本的な計画の変更が生じたものであり、我々は、こうした状況の変化による将来的財政不安から、慎重な計画の再考を求めたものであること。

② 平成30年2月20日に、当該施設整備計画と同時に説明を受けた「桜木地区住環境

整備計画」に係る排水対策としての「調整池」の設置は周辺の環境悪化を招くものであり、従来の排水路を再整備する等根本的な排水対策の実現可能性が高いことから、この桜木地区住環境整備計画に関する再検討を求めることとしたものであること。

こうした経緯について、三川町議会としては平成30年4月15日発行「みかわ ぎかい」に掲載し周知を図った後、5月29日から3日間「おちゃのみ会議」という議員と語る会を開催して修正動議の意義と経過について町民各位に対する説明を展開してきたところである。

しかしながら、町当局は平成30年4月27日の三川町公民館における「子育て交流施設整備事業 事業説明会」の開催に止まり、一体的に進められようとした「桜木地区住環境整備事業」については、その計画内容及び経過等について詳しい説明は一切行われていない。

このような対応は、町民に対する説明責任を果たしているとは言えず、今後の対応を強く求める。

以上の観点から、下記の事項が満たされるまで、該当する予算を執行しないことを求める。

1. 平成30年4月20日開催「議会全員協議会」において説明された「子育て交流施設整備事業の取り組み経過について」の内容と今後の対応策について、町民各位が理解しやすいように「広報みかわ」や町ホームページ等で周知徹底すること。
2. 平成30年2月20日開催の「議会全員協議会」において説明された「桜木地区住環境整備事業計画」に係る計画図及び排水対策案等について、当該計画策定に至った経緯と今後の対応策について、上記と同様周知徹底すること。

以上、決議する。

以上の内容になっております。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。これから、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議の件を採決します。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 6 名 不起立 2 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、発議第1号、議第41号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議案の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第4、議第42号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第42号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、重度心身障がい（児）者医療受給者のうち所得税課税者に係る外来の一部負担金の上限額を平成30年8月1日以降は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に規定する額に準ずることなく、当分の間1万4,000円に据え置くものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。ありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第42号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第42号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第5、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは予め議会の議決を得て行うこととなっております。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて議決を求めるものであります。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣

することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、平成30年第5回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時36分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成30年7月2日

三川町議会議長

三川町議会議員 4番

三川町議会議員 5番